

せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

～ せい かつ ほ ご しんせい かた
生活保護を申請しようとしている方へ ～

お ち や し し や か い ふ く し じ む し ょ
小千谷市社会福祉事務所

〒947-8501

お ち や し じ ょ う な い ち ょ う め ぼ ん ご う
小千谷市城内2丁目7番5号

お ち や し や く し ょ な い
小千谷市役所内

TEL 0258-83-3517

はじめに

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護について分からないことがあったり、また保護を受けていて困ったことがあったりしたら、社会福祉事務所や地区民生委員に遠慮なくご相談ください。

◎生活保護とは

私たちは、生活しているうちに病気やケガにより働けなくなるなどして生活に困ることがあります。生活保護は、このような生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援することを目的とした制度です。この制度は、生活保護法（以下、「法」という。）に基づいて行われます。

◎保護の内容

保護には次の8種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- (2) 住宅扶助 家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。
- (3) 教育扶助 義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。
- (4) 介護扶助 介護保険サービスが必要な場合の費用です。
- (5) 医療扶助 病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。
- (6) 出産扶助 出産に要する費用です。
- (7) 生業扶助 仕事に就くために技術を身につけるための費用や、就職準備などの費用です。
- (8) 葬祭扶助 葬儀などに要する費用です。

◎保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

<保護が受けられる場合>

最低生活費		ひ
		費
しゅう	にゅう	ほごひ
収	入	保護費
		ふそくぶん
		(不足分)

<保護が受けられない場合>

最低生活費		
しゅう		にゅう
収		入

最低生活費とは？… その世帯のくらしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1ヶ月分の生活費（医療費や介護費含む）で、月によって変わる場合があります。

収入とは？…… 働いて得た収入（控除あり）、年金・手当など他の法律等による支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

◎生活保護が決定されるまで

◆生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族からの申請が必要です。
申請受付後、最低限度の生活の維持のために活用できるものがないか、
資産や能力、他の制度等の調査を行います。また、扶養義務者からの扶養
は、保護に優先されます。

1 資産の活用

預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず生活
するために活用していただくことになっています。ただし、現在お住ま
いの住宅や障害等のためどうしても必要なものの場合、一定の条件の
もとに福祉事務所長からその保有を認められる場合もありますのでご
相談ください。

2 能力の活用

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用して働いて下
さい。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない場合は、その解決
を優先します。

3 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当
等）で活用できるものは、それを優先します。

4 扶養義務者からの援助

扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）からの援助を受けられると
きは、それを優先します。本人から聞き取りをして扶養の可能性を調査し、
扶養が期待できる場合に扶養義務者へ調査を行います。

◎ 調 査

申請されると福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容には、次のようなものがあります。

○現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産

○今までの生活状況、その他保護の決定に必要な事項

○金融機関の預貯金や生命保険等

◎ 決 定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要などの程度のものか福祉事務所長が判断し、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

○申請してから決定するまでの間に、次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。また、困ったことや分からないことがあれば、福祉事務所に相談してください。

①収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなどすべての収入）

②家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）

③通院したり、入退院したりするとき

④その他生活の状況が変わったとき

○決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に知事に対して審査請求を行うことができます（法第64条）。

◎保護が開始された場合

◆保護費の支給

原則として、毎月決められた日（原則5日）に、1ヶ月分の保護費が金銭で支給されますが、介護費や医療費については、福祉事務所が直接介護機関や医療機関に支払います。

なお、受診の際は、福祉事務所から受け取った必要書類を介護機関や医療機関に提出して下さい。（今まで国民健康保険証を利用していた方は、使用できなくなりますので、市町村の国民健康保険窓口に戻却していただきます。）

◎守っていただくこと

1 届出の義務（法第61条）

あなたの申し出をもとにして保護の程度を決めますので、収入・支出・その他生活状況に変動があったとき、住まいや家族構成について変わったことがあったときなどは、すぐに福祉事務所に届け出ていただきます。

2 指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの生活状況に応じて適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

3 生活向上の義務

働ける人は能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持・向上に努力しなければなりません。

4 譲渡禁止（法第59条）

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

◎保護費を返していただくことがあります。

- 1 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならないこととされています。(法第63条)
- 2 事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取ったときは、返していただきます。また、その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。(法第78条、法第85条)

◎家庭訪問をします

生活保護が開始になった場合は、生活保護を適正に実施するため福祉事務所の担当員が定期的に訪問し、相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。

◎保護を申請するときは、申請書を提出してください

※申請後、世帯の収入・資産等がわかる資料(通帳の写しや給与明細等)を提出していただくことがあります。

- 1 保護申請書
- 2 資産申告書
- 3 収入申告書
- 4 同意書
- 5 扶養義務調査一覧表
- 6 申請世帯の個人別生活歴等
- 7 生活保護費振込先申請書

必要書類(福祉事務所にあります)